

有識者からの意見

(1) 制度の運用一般に関する意見○ 重要経済安保情報保護活用法との関連性に関する意見

本年5月に重要経済安保情報保護活用法が施行されたが、例えば、現在、特定秘密保護法の下で特定秘密を取り扱っている適合事業者の従業員が、当該事業者の別の業務（経済安全保障に係るもの）も行う場合に、新法の適性評価を重ねて受けることがあるかどうかなど、両制度の関連性について産業界に丁寧に説明するとともに、制度所管部局が異なることに起因する縦割りの混乱が生じたり、さらには、齟齬や抜け・漏れが生じたりしないよう、運用状況を関係省庁が連携してしっかりと管理すべきである。

○ 重要経済安保情報保護活用法の施行と運用基準の見直しに関する意見

重要経済安保情報保護活用法、同法施行令及びその運用基準については、特定秘密保護法制との整合性の取れた運用が求められている。また、令和7年中に特定秘密保護法の運用基準の改正が予定されている。このため、政府にあっては、情報保全諮問会議の構成員に対し、新制度の内容及び新制度と特定秘密保護法制の関連性についての説明を十分行うとともに、これらに関する協議を行う機会を確保してもらいたい。

○ サイバー対処能力強化法及び同整備法との関連性に関する意見

今国会で成立した「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律」及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」について、例えば、これらに規定されている内閣サイバー官が特定秘密管理者になるのか、サイバー通信情報監理委員会やサイバー危害防止措置執行官と特定秘密保護法との関わりはどう整理されているのかなど、両制度の関連性について、内閣官房の特定秘密保護法関連のホームページにおいて、国民に分かりやすい説明を行うべきである。

○ 国際情勢等の変化を踏まえた対応に関する意見

令和6年は内閣官房における指定件数が増加した。国際情勢・安全保障環境の劇的な変動の中で、予想された事態ではある。特に、同盟国・友好国の質的变化に対して、今後もセンシティブな対応が重要とみられる。今まで以上に緊張感を持った体制・対応をなされることを期待したい。

○ 情報・通信技術の利用と制約に関する意見

秘密保護法制の先進的取組みをしていたはずの米国において、重要機密に関わる高官協議を通信アプリで行い、そのチャットにメディア関係者を入れていたため情報が漏えいしたと報じられている。情報・通信技術の進展と一般化・簡易化は目覚ましいが、それを使用する人類は、進展に追いついていない。

AIの積極的活用が叫ばれ、人口減少も進む中で、秘密保全体制においても迅速かつ確実に事務処理されることは望むべきであろうが、前提としてのシステム構築は慎重に進められる必要があるし、ことにトラブル発生時にも備えた体制も整備しておくこと、結局、人力によることがあり得ることも、考慮しておくべきである。秘密保護の重要性は倫理問題にも繋がるゆえ、最終的には、人による管理が可能となる体制、そのための人材の教育の重要性はいっそう高まるはずである。

○ 指定権限を有する行政機関の範囲に関する意見

表1のとおり、特定秘密保護法上の行政機関は28機関で、このうち特定秘密の指定権限を有する機関は20機関に限定されているが、表8のとおり、対象期間末時点における指定件数が0となっている機関が7機関あり、いずれも同法が施行された平成26年12月以降、一度も指定をしていないようである。

既に当諮問会議においても、指定権限を行使しない理由について、幾度か構成員から質問がなされていると承知しているが、他方で、従前において指定をしていなかった内閣府が新規で指定をした例もあり、将来にわたり臨機応変な対応を可能にしておくことが必要であることは理解できる。しかし、これらの機関を将来にわたって「特定秘密の指定権限を有する行政機関」とする必要があるかということに関しては、その前提となる「指定の見込み等」につき、①所掌事務との間の関係で合理的な関連ないし理由があるかという形式的な観点に加えて、②特定秘密を指定する「見込み等」が合理的な蓋然性をもって存在しているか、換言すれば、特定秘密保護法を適用する必要性という実質的な観点から、より積極的に説明することが可能であり、かつ、必要でないかと思われる。また、そうすることが、国民に分かりやすい法の運用に繋がると考える。

○ 通報窓口の活用実績に対する評価に関する意見

通報窓口への通報が年間1件にとどまることについて、政府としてどのように評価すべきなのか、検討を要すると思われる。

○ 通報制度の周知や通報者の保護に関する意見

違反行為にかかる通報が非常に少ないことが良いわけではない。引き続き、通報制度の周知を図るとともに、通報者を守ること（通報者の心理的安全性の確保）、ひいてはスピークアップカルチャーの醸成にも努められたい。

○ 通報者の保護に関する意見

通報の内容によっては、それ自体で通報者が特定できてしまい、それが関係当事者に知られた場合には、通報者が不利益を被るおそれがある。調査に当たっては、十分な注意を払うべきである。

○ 通報をためらう可能性への懸念に関する意見

令和6年1月より通報窓口の処理対象事案が拡大されたことは、情報保全の観点から評価できる。他方で、行政機関内部における非違行為に関する通報については、昨年来問題となっている、自治体内部における事案に端を発した公益通報制度を巡る議論にみられるように、職員が職場の人間関係や将来にわたる事実上の不利益を恐れ、通報をためらう可能性が懸念されている（当該自治体の事案は、特定秘密保護法における通報の制度と異なる点があるとはいえ、行政組織における長期の混乱、関係者に及ぶ深刻な不利益が大々的に報じられたこともあり、公務員を含む社会に与えた心理的影響は少なからぬものがあると思われる。）。とりわけ、警察や自衛隊など階級組織においては、かかる懸念が大きいとも考えられる。

同年中に通報窓口で処理した件数は1件であったとのことであるが、今後とも通報制度の運用については、実態も含め注視することが必要であると思われる。

○ 適性評価の適正・実効性の確認に関する意見

適性評価の実施件数は毎年2万件を超えるが、このように多数の適性評価が「適正に」実施されていることを、どのように担保し、確認しているのか。適性評価の件数だけでなく、その質的保障について、詳細を確認していく必要があるのではないかと考える。

○ 適性評価の実施不同意や苦情申出に関する意見

適性評価の実施に同意しなかった職員について、業務上の配置で不利益が生じないように留意すべきことは当然である。また、苦情申出の制度についても、苦情申出者の個別の状況にも留意しつつ、適切な運用が求められる点に留意が必要である。

○ 国会に対する政府の説明責任に関する意見

各議院の情報監視審査会で厳しい意見が出されたのは当然であるが、国会からは「調査に必要な情報開示を避ける場面が目立つ」との指摘がある。このような場合に中立的な立場による判断や示唆をする調整メカニズムが必要ではないか。

(2) 不適正事案に関する意見

○ 組織の緩みと緊張感の不足に関する意見

報告書が今回、不適正事案につき「制度の適正な運用の確保に関する事項」という項目を設け、各事案の概要等を本文記述の形式で説明するようにしたことは評価できる。ただし、それも、今回は不適正事案が陸・海・空の各自衛隊にそれぞれ、また、かなりの人数にわたって発生するという、憂慮すべき状況になったことを物語るもので、事態はかなり深刻と言わざるを得ない。特定秘密保護法制定から10年。秘密保護に関する国民の理解が進んできたのと反比例するかのように、防衛省・自衛隊において緩みが生じているとすれば由々しいことで、防衛省はもとより内閣全体として緊張感を高めてもらいたい。

○ 現場実態に即したミス防止対策に関する意見

防衛省の一連の不適正事案の中には、役所間の人事異動に伴う特定秘密取者の指定の遺漏といった手続上のミスや、海自護衛艦の立入り要員の資格問題のような運用上の問題などがある。人事選考に当たって秘密取扱いの意義を徹底するだけでなく、現場の作業実態と秘密取扱者の指定の間に齟齬が生じないように、要員配置の在り方を検討し直すなど、ミス防止の対策を多角的に検討してほしい。

○ 再発防止対策の効果の確認に関する意見

防衛省で多数の不適正事案が発覚した一方で、表15のとおり、同省が令和6年中に行った定期検査では「特段の問題は認められなかった」とのことであり、実態把握と対策の困難性が伺える。このことを踏まえると、同省が公表した4(1)の再発防止対策についても、今後しばらくの間は「特に厳重な確認作業を継続」していく必要があると考える。

○ 文書管理のプロセスの確認・点検に関する意見

昨年国会報告においては、行政文書の誤廃棄の事案が報告され、その際、当該行政文書を利用する事務の一般的なプロセスに従い、その流れや管理の手順を改めて点検することが再発防止に資すると指摘した。具体的には、当該事案が誤廃棄かどうか（紛失等でないか）について確実に確認するとともに、当該事案の検証により発生原因の除去を検討すること、とりわけ、特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがあることから、そのような場合は、特に当該情報の管理のプロセス、責任の所在について遺漏のない把握と対応が求められることを指摘したところである。

本年の国会報告には、不適正事案の発生状況として、防衛省における漏えい事案が相当数記載されている。これらについては、既に相応の対応がなされているようであるが、防衛省・自衛隊が他の行政機関に比して多くの特定秘密にかかる行政文書を保有しており、かつ、日常業務において（情報伝達も含め）特定秘密を取り扱う場面が多いことは確かであり、この機会に、日常業務の中で秘密の情報が記載された文書が、作成後どのような手

続や流れを経て防衛省・自衛隊の組織内に共有されているのか（例えば、中央から地方の部隊にどのような複製物が配布されているのか）について整理し、そのようなプロセスの中でどこに紛失や誤廃棄のリスクが潜んでいるか（例えば、紙媒体を包装して物理的手段で運搬する際に、紛失のリスクが認められないか、USBメモリの場合はどうかなど）、業務の実情に合わせて点検・確認することも一案ではないかと考える。

○ 定期検査の徹底とその研修・教育効果への着眼に関する意見

令和6年中の定期検査では、表示漏れ及び所定外の様式使用という比較的軽微な2件と、秘密文書本体ではないが「管理」簿冊の所在不明（後に復元）という不祥事案が発覚した。いずれも、後記の臨時検査の結果と比してさほど深刻なものではないといえよう。

一方、先般の防衛省の漏えい問題を契機とする臨時検査においては、様々な態様の数多くの漏えい・不祥事案が発覚した。多くは、職員ではあるが、適性評価がなされていない、いわば無資格者を特定秘密に接する機会、環境等に置いたというものである。

今回のこのような数多くの不祥事案発覚について、そもそも定期検査自体がおざなりになっていたということを指摘せざるを得ない。定期検査を実施する者において、問題意識、検査すべき項目についての知識・情報が欠落しており、重要な部分についての丁寧な検査がなされていなかったと見られるのである。

本来は、検査のプロセスにおいて、対象である特定秘密の保全方法の確認と、それ自体の重要性を実施者と実施される対象者が相互に認識すべき機会もあったはずであるが、それが安易に表面的なもので終わっていたと見られるのである。検査は、職員に対する研修・教育の一環として機能すべきものでもある。単なる、通り一遍の座学における研修だけでなく、このような検査過程も、重要性を感得・体得する機会としてもらいたい。

○ 定期検査の見直しに関する意見

表15のとおり、防衛省が行った定型検査の「検査結果」について「特段の問題は認められなかった」とのことであるが、同省で相次いだ不適正事案の発生は、かかる定期検査においてリスクを捉えきれなかった可能性があり、将来もその点には留意が必要であるということであろう。また、同省については、「部隊運用の実情に応じた情報保全の在り方の検討」が既に指摘されているところであり、防衛省・自衛隊に限らず、定期検査の項目については、当該対象業務の実態に応じた形で随時点検し、見直すことも必要なのではないか。

(3) 国会報告文書の構成や内容に関する意見

○ 本文中で引用・言及している文書、例えば防衛省の再発防止対策、同省の有識者会議の提言書や議事録、衆参の情報監視審査会の年次報告書等を読覧しやすくするため、組織や文書の正式名称、発出期日を正確に記載するとともに、関連URLを付記してリンクさせることが望ましい。同様に、2(5)ウで言及している運用基準IV 8(4)ウに関連し、資料編に(4)ア～カを追記することが望ましい。

○ 毎年、国会報告に際し有識者から聴取している意見について、当年の報告書にその内容を記載するだけでなく、その後の政府の対応状況を、翌年の報告書に盛り込んでどうか。

○ 表1の修正（特定秘密保護法上の行政機関の一覧と指定権限のある行政機関の一覧を1つの表に集約）、表2の修正（指定権限のない行政機関に置かれた特定秘密管理者も記載）及び表12の修正（指定の通算有効期間を1年刻みで整理）は、これまでの意見を踏まえて分かりやすくなっているため、来年以降も維持してもらいたい。

- 特定秘密保護法上の行政機関であっても特定秘密文書を保有していない行政機関がある。
「1(2)イ 各行政機関に置かれた特定秘密管理者」で述べられている「特定秘密の保護に関する業務を管理する者」は、現にその業務に携わっている者だけでなく、将来、特定秘密文書を保有することになった場合にその業務に携わる者も含まれることが、容易に理解できるような説明ぶりとした方がよい。
- 2(2)アの指定の有効期間の満了及び延長の状況に関し、延長の際に設定された有効期間が、防衛省の1件1年、海上保安庁の4件3年、警察庁の1件3年とする内容が3(1)エの脚注21に該当するのであるならば、脚注21を参照するよう誘導してはどうか。
- 有効期間が満了した情報は特定秘密ではなくなるが、その後も特定秘密としてではない行政情報として関連文書の保有が続いているのか。2(3)の廃棄状況には警察庁で廃棄したものはなし、防衛省の7件も名称からして廃棄していないように読める。
- 「2(2)ウ指定の解除の状況」に関し、内閣官房及び警察庁において指定の一部が解除されているが、その経緯について説明を記載すべきである。
- 「2(3)行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」に関し、令和6年中に廃棄された行政文書ファイルの内訳の記録があるのであれば、差し支えない範囲で説明がされるとよい。
- 2(4)において、令和6年中に1件の通報が寄せられ、その調査結果を翌年3月に公表した事案につき、令和6年中に通報窓口で「処理された」通報の件数を0件と計上すると、非常に分かりにくくなる。対応が年をまたがる場合の計上の基準は工夫を要する。
- 2(4)の、参議院情報監視審査会の年次報告書（令和5年6月）における指摘を受けて通報制度を見直したとのくだりは、対象に加えた違反行為の類型を明記するなど、指摘の内容及び見直しの内容を詳述した方がよい。
- 4(1)に列記している防衛省の不適正事案が、それぞれの組織で発生したものであるか分かるようにした方がよい。
- 4(1)等で述べられている、防衛省が再発防止対策として導入する「総合秘密保全システム（仮称）」の運用開始予定期日を記載してはどうか。